

麻 薬 所 有 届

年 月 日現在

業務所所在地				
名 称				
免許証の種類			免許証の番号	
所有麻薬の 品名、数量	品 名	数 量	品 名	数 量

麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所

届出義務者続柄

氏 名

和 歌 山 県 知 事 殿

該当するものに☑すること

① 届出理由 営業者変更 麻薬取扱の廃止 施設移転 その他 ()

② 所有麻薬がある場合 譲渡(麻薬営業者、麻薬診療施設開設者、麻薬研究施設設置者へ)
 廃棄 (麻薬廃棄届提出)

麻 薬 所 有 届

〇〇年 〇月 〇日現在

業務所所在地	〇〇市××町△△-△			
名 称	〇〇病院			
免許証の種類	施 用 者	免許証の番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	
所有麻薬の 品名、数量	品 名	数 量	品 名	数 量
	オキシコドン徐放錠10mgNX	12錠	/	
	アンペック坐剤10mg	10個		

麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により届け出ます。

〇〇年 〇月 〇日

住 所 〇〇市××町△△

届出義務者続柄

氏 名 医療法人〇〇
理事長 〇田△雄

和 歌 山 県 知 事 殿

該当するものに☑すること

① 届出理由 営業者変更 麻薬取扱の廃止 施設移転 その他 ()

② 所有麻薬がある場合 譲渡(麻薬営業者、麻薬診療施設開設者、麻薬研究施設設置者へ) 廃棄(麻薬廃棄届提出)

1. 添付書類

通常、麻薬取扱者業務廃止届または麻薬取扱者免許証記載事項変更届

なお、所有麻薬がある場合は、麻薬廃棄届もしくは麻薬譲渡届を提出し、所有麻薬を処分すること。

2 記載上の注意事項等

(1) 提出部数

和歌山市内は薬務課へ1部、他は保健所へ2部(1部はコピー可)

(2) 免許証の種類欄には次のうち、何れが該当するものを記入すること。

卸売業・小売業・施用・管理・研究

(3) 免許証の番号欄には、麻薬取扱者免許証の番号を記載すること。

(4) 所有麻薬量は、事由が発生した日の数量を記載し、麻薬がない場合は「なし」と記載すること。

(5) 所有麻薬の品名欄には、品名及び含有量(容量)を記載すること。

・同一品名であっても含有量(容量)が異なれば別品目として記載。

・予製剤(倍散・倍液等)については原末換算せずに別品目として記載。

(6) 届出者が法人の場合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。

(7) 届出義務者続柄欄には、届出義務者が死亡(又は解散)した場合のみ記載すること。

3 留意事項

(1) 届出の期限：事由が発生した日から15日以内。

(2) 届出義務者：

①麻薬診療施設：施設の開設者(医療法人の場合は理事長、地方公共団体の開設する施設の場合は病院長)

②麻薬研究施設：施設の設置者

③麻薬卸売業者・麻薬小売業者：免許申請者

死亡又は解散の場合は、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は精算人